

福岡市男女共同参画推進センターに係る指定管理者選定・評価委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「福岡市男女共同参画推進センターに係る指定管理者選定・評価委員会に関する要綱」第6条第4項の規定に基づき、福岡市男女共同参画推進センターに係る指定管理者選定・評価委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受付)

第2条 委員会の会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、会議の開催の10分前までに自己の住所、氏名を受付簿に記入し、整理番号票（別記様式）の交付を受けた後、係員の指示に従って傍聴席につかなければならない。

(定員)

第3条 委員会の会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、あらかじめ市民局長が（以下「局長」という。）が定めるものとする。

2 傍聴希望者が定員を超えるときには、抽選によって傍聴人を決するものとする。

(会議場に入ることができない者)

第4条 ポスター、ビラ、拡声器その他会議若しくは傍聴を妨害するおそれがあると思われる物品を携帯する者又は会議を妨害し、若しくは人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、委員会の会議場（以下「会議場」という。）に入場することができない。

(傍聴人が守るべき事項)

第5条 傍聴人は、委員会の会議を傍聴するにあたり、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
- (6) たすきを着用し、又はプラカードを掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (7) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第6条 会議場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただ

し、委員長が認めた場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、委員会が傍聴を認めない議題に関する審議等を行おうとするときは、速やかに会議場から退場しなければならない。

(傍聴人への指示)

第8条 委員長は、会議の平穏な進行を確保するため、傍聴人に対して必要な指示を行うことができる。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人が、この要領の規定に違反したときは、委員長は、傍聴人に対して必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴人が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、委員長は、その者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会の会議の傍聴に関し必要な事項は、その都度委員長が決するものとする。

附 則

1 この要領は、平成29年2月22日から施行する。